

「ともに生きる社会かながわ憲章」について

ともに生きる社会かながわ憲章
～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日

神 奈 川 県

(参考)「ともに生きる社会かながわ憲章」ポータルサイト（神奈川県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f535463/index.html>